

協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

令和2年 春号

HEADLINE

明日に向けて！新型コロナウイルス感染症対策

いまだ猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、私たちが経験したことのないフェーズを迎えています。国内発生から現在までの当協会の活動を振り返りながら、「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、「学習塾で使える国・自治体の補償制度」をご紹介します。終息までお体にはくれぐれもご自愛ください。



◆その他の項目

●新型コロナウイルス感染症に関するお見舞い●JJAインフォメーション 合格実績自己適合宣言／防災自己適合宣言／大学生等アルバイトの労働条件の確保について／学習塾認証制度／学習塾講師検定／新型コロナウイルス感染症に関する要望書／アンケート調査結果●全国読書作文コンクール●安心塾バイト・学習塾認証・プライバシーマーク認証情報●会員消息●事務局から

公益社団法人全国学習塾協会
正会員のみなさま

新型コロナウイルス感染症に関するお見舞い

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

冠省 はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、緊急事態宣言に伴う休業要請等により、大きな影響を受けておられる皆様の心中をお察し申し上げ、取り急ぎ書中にてお見舞い申し上げます。

私ども協会も会員の皆様の一助となるべく、政府・省庁との関係を保ちながら、支援情報のご連絡や要望の請願などできる限りのことを進めて参ります。

新型コロナウイルス感染症の国内発生時から、SNSなどで情報提供をして参りましたが、引き続き会員の皆様に役に立つよう微力を尽くして参りたいと思います。

一日も早い感染症の終息を切に願うとともに、皆様方の事業活動の復調と心身の健康とを心より祈念しております。

草々

新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大に対応急ぐ！協会活動まとめ

原因不明肺炎により中国・武漢にて男性が死亡してから 4 ヶ月近くが過ぎようとしています。

いまだ猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、私たちが経験したことの無い最初にして最大のエピデミック（感染流行）の様相です。

これまでの当協会の動きをまとめましたので、ご覧下さい。（5月1日現在）

●端緒と背景

2020年1月11日、原因不明肺炎により中国・武漢にて男性が死亡したことが発端となり、日本国内では、1月16日に1人目の感染者に関する情報が発表されました。春節における中国人観光客の大量流入、武漢市からの日本人帰国などを受けて、日本政府は関係閣僚に対し、国内の感染拡大防止に全力を尽くすよう指示。1月28日、政府は閣議決定により、新型コロナウイルスによる肺炎を「指定感染症」に指定。国内で感染が確認された場合、法律に基づく措置をとることができるようにしました。

安倍晋三内閣総理大臣は2月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部で、私立を含め全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう呼び掛けました。

4月7日、新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、安倍総理は、東京など7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」を行いました。宣言の効力は5月6日までで、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡が対



象。

4月16日、政府は、東京など7つの都府県以外でも感染が広がっていることから、5月6日までの期間、対象地域を全国に拡大。7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた13都道府県について、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけました。

多くの都道府県知事は、住民に対して、期間と地域を定めた上で不要不急の外出を自粛するよう要請しています。

東京都の場合、4月10日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、都が基本的に休業を要請する業態や施設を公表。学習塾も休業要請する施設に含まれています。（床面積1000平方メートル超は休業要請。1000平方メートル以下は協力要請。100平方メートル以下は、対象外。）また、小池都知事は、要請などに全面的に協力する中小企業に対し、「感染拡大防止協力金」として、次のように支給することを明らかにしました。

- ・ 1つの事業者に対して50万円
- ・ 店舗など2つ以上の事業所を持つ事業者には100万円

この動きは全国の道府県に広がっています。

●当協会の活動

1月27日（月）

ホームページに新型コロナウイルス感染症情報発信を開始。

- ・咳エチケット等の感染症対策を呼びかけました。

2月20日（木）

学習塾等における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

- ・文部科学省「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」に準じて、対策のポイントをまとめた内容を周知しました。

1. 基本的な感染症対策の徹底
2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応
3. 適切な環境の保持適切な環境の保持
4. 大勢の人が長時間同じ空間にいる場合の感染症対策

2月27日（木）

・学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第1報）

2月25日に文部科学省が都道府県教育委員会等に通達した「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第1報）お知らせしました。

2月28日（金）

・学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第2報）

安倍内閣総理大臣より、子供たちの健康・安全を第一に考え、全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から



春休みまで、臨時休業を行うことの要請。文部科学省からも都道府県教育委員会等に対して、一斉の臨時休業を行うことを要請する通知が発出。趣旨は、「基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、子どもたちが不要不急の外出をしない。」これをふまえて、当協会は以下の内容で指針を公表しました。

朝から子どもたちを受け入れる等の新たなキャンペーンは厳に控える。

地域の状況に応じて以下の対応をとる。

＜対応の例＞

- ・およそ2週間の対面での授業等の実施を最大限控える。

- ・およそ2週間を目途に、例えば以下のような対応を実施する。

①大人数の授業等の実施延期、振替対応

②オンライン学習実施

- ・仮に、授業等を実施する場合においても、例えば以下のような対応を、最大限実施する。
(1)出勤前の講師の体温検査(2)授業開始前の複数人での体調確認(3)少人数での授業実施(4)子どもたちの教室等における間隔を通常よりも広く取る(5)手洗い、うがい、アルコール消毒等の徹底(6)ドアノブ等の定期的な消毒

2月29日（土）

・新型コロナウイルス感染症に影響を受ける事業者向けの経済産業省の施策

資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境

の整備等の新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者様への経済産業省の施策情報をお知らせしました。

3月4日（水）

- ・学習塾の営業状況調査の実施と公表

2月28日に「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針(第2報)」を発出し、およそ2週間程度の対面授業の自粛等を指針として発出すると同時に、これに限らず地域の状況等に応じて各事業者が最善の対策を講じていただくことを呼びかけました。

結果、全国の中大手塾100社超（約16,000事業所）について事業所数ベースでみると、休校措置を講じた学習塾が65.2%、最善の策を講じながら開校している学習塾が24.2%となりました。（令和2年3月3日時点）

3月9日（月）

新型コロナウイルス感染症に関する第1回会議（経済産業省本館）

経済産業省の呼びかけにより、協会が大手事業者25社に声掛けし、今後の営業活動方針等について議論しました。学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成についても決定しました。

3月9日（月）

- ・学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの策定

協会の「学習塾事業者における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に基づき、学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成。事業者が事業所において感染症対策の推進する際に本ガイドラインが参考になります。

3月27日（金）

- ・週末（3/28、3/29）の学習塾事業者の営業活動について

東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県の1都4県の各知事が、不要不急の外出を自粛するようにと共同メッセージを発表。ガイドラインの遵守と、感染拡大に繋がるおそれがあるような営業活動を控えるような配慮依頼を行いました。

4月2日（木）

新型コロナウイルス感染症に関する第2回会議（オンライン）

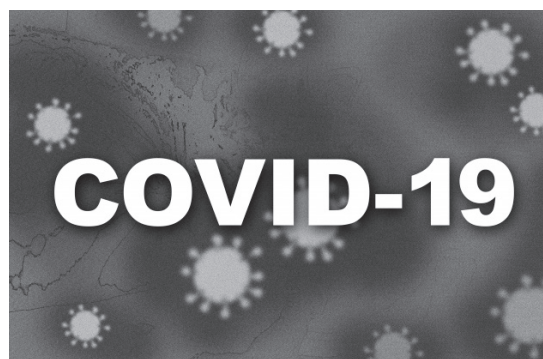
ガイドライン第2版作成が決定。経産省が一般向けに周知をバックアップする。

4月7日（火）

- ・学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第3報）公表

以下を内容とする学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策の指針について（第3報）を公表しました。

- ・「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「三つの密」が重なる状況を作り出さないように努めること。
- ・事業所内の衛生管理の徹底を行うこと。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態宣言が行われた場合、対象地域の学習塾は、通塾を要する対面授業等を最大限控えて、オンライン授業を行うなど、各都道府県知事の休校等の要請に応じる必要があること。
- ・それ以外の地域も、ガイドラインに則り、子供たちの健康・安全を第一に考えた対応が求められること。



4月7日（火）

・学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第2版の策定

新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめ、文部科学省のガイドライン等が公表されたため、これらを参考に、一部改訂し、ガイドライン第2版を策定。

内容は

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針
2. 国内外で新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応
3. 国内で新型コロナウイルスの感染がさらに拡大した時の対応
4. 事業継続計画の策定
5. 関係省庁との協力・連携
6. 補足情報

4月14日（火）

■オンライン授業に関するアンケート調査の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業に転換される事業者が多いことを鑑み、皆様の今後の運営の参考にするべく、オンライン授業の導入割合や好事例・課題等についてアンケート調査を実施しました。

4月15日（水）

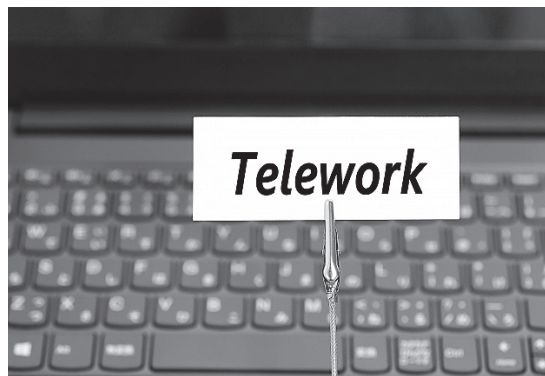
・新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請を周知

経済産業省サービス政策課より協会への周知依頼に対応しました。

4月15日（水）

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の推進について周知

経済産業省サービス政策課より協会への周知依頼に対応しました。



4月15日（水）

・IT導入補助金2020 公募要領 特別枠版（暫定版）について周知

ハードウェアのレンタル費用等が補助対象となるIT導入補助金（特別枠）の公募要領（暫定版）が公開されたことを周知しました。

4月20日（月）

■オンライン授業に関するアンケート調査結果公表

4月20日（月）

■新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出

当協会は新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月下旬から情報発信を行い、以降も指針やガイドラインを公表する等により、学習塾業界における感染拡大防止に努めてまいりました。

学習塾業がセーフティネット5号に追加指定され、IT導入補助金の特別枠が創設されるなど、学習塾へも支援がなされる一方で、依然として厳しい状況にある学習塾が多いのも事実です。民間教育として子どもたちの学習機会を確保していくためにも、相応の支援が必要と考え、要望書を提出するに至りました。

要望の内容は、財政支援、金融支援、オンライン授業・テレワークの推進支援、子供の学習環境の整備についてとなり、以下の要望書を令和2年4月20日付で発出いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策

学習塾事業者ガイドライン第2版公表

当協会は、3月13日に「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を公表しました。

その後、公表された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめ、文部科学省のガイドライン等を参考に、一部を改訂し、ガイドライン第2版を策定しました。

学習塾事業者の皆さまにおかれては、子供たちを含む関係者の方々の健康と安全を第一に、感染拡大防止に努めていただいていることかと思いますが、一刻も早い事態の収束のために引き続きよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針とは？

集団感染が発生しやすい傾向のある「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「三つの密」が重なる状況を作り出さないように努めていただくと同時に、マスクの着用や手洗いの徹底等をはじめ、事業所内の衛生管理の徹底を行う。

緊急事態宣言が発令された対象地域におい



ては、都道府県知事から施設の使用の制限・停止の要請等が行われた場合、対面授業を最大限控え、各地域の状況に応じて、オンライン授業等の学習支援サービスを検討する等により、適切に対応する。

国内外で新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応

(1) 情報収集及び周知

国内外の感染症に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手する

当協会、保健所及び専門医等関係機関等と適切に情報交換を行う。

得た情報は、各事業者の計画や対策の見直しに役立て、社内外に迅速かつ適切に周知する。

(2) 事業所内での感染拡大防止のための措置

従業員等に対して以下の措置等を講ずること（努力義務）

- ① 感染症に関する情報を正確に伝える。
- ② 感染予防や健康状態の自己把握を注意喚起する。
- ③ 出社前の検温を徹底する。
- ④ 自宅待機を要請する際には医療機関の意見を聞く。

(3) 塾生及び従業員等の安全最優先のため

の措置

塾生及び従業員等の安全最優先のために以下の措置等を講ずること（努力義務）

①感染症患者および濃厚接触者の発生地域

である学校等が臨時休校を行った場合、塾生の通塾停止等の措置検討。

②塾生が軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）があった場合、通塾を控えてもらう。（努力義務）

③地方公共団体において、所要の勧告・要請等が

出された場合、それに従う。

④通塾時間の分散や従業員の時差通勤等を検討。

⑤授業実施の場合、以下（４）、（５）の措置を最大限講ずる。

（４）感染症の予防策

集団感染が発生しやすい傾向のある「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の「三つの密」が重なる状況を作り出さない。

感染拡大につながる集団感染を予防するとともに、飛沫感染、接触感染それぞれに応じた対策をとる。

①飛沫感染の具体的対策

・教室等における塾生同士及び講師との間隔を互いに手を伸ばして届かい距離以上離すこと、マスク着用などの「咳エチケット」を確実に実施する。

・塾生と従業員、塾生同士が至近距離で会話する環境を避ける。

・風通しの悪い空間をなるべく作らないためにこまめな換気（可能であれば２方向の窓を同時に開けること）を心がける。

②接触感染の具体的な対策

・手洗い等により手指を清潔に保つ。
・タオルの共用は絶対にしない。手洗いの時

感染症対策へのご協力をお願いします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



正しいマスクの着用



にはペーパータオルを使用することが理想。

・固形石けんは、液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすい。

・消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）で共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を定期的に清拭する。

・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使う。

・皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆う。

・塾生には日頃より家庭と連携して毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。確認できなかった塾生については、事務室等での検温及び風邪症状の確認を行う。

（５）感染症の疑いのある子どもへの対応

①塾生の病気の早期発見と迅速な対応について

・発熱等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するように指導助言。

・来塾時から授業中、帰る時まで、体調を把握すること（努力義務）。

・いつもと違う症状等が見られる場合には、

体調の変化等について記録すること（努力義務）。

②具体的な対策

以下の措置等を講ずること（努力義務）。

- ・別室に移動させ、体温測定等により症状を把握し、体調の変化等について記録する。
- ・保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を伝える。
- ・子どもは感染症による症状により不快感や不安感を抱きやすいので、安心感を与える。
- ・保護者に対して、地域等感染症の発生状況等を情報提供する。
- ・保護者から、医療機関での受診結果を速やかに伝えてもらう。

（６）感染症発生時の臨時休業の考え方について

塾生及び従業員等の感染が判明した場合には、以下のa～fの事項を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することが望ましい。

- a. 当該感染者の症状の有無
- b. 塾内における活動の態様
- c. 接触者の多寡
- d. 地域における感染拡大の状況
- e. 感染経路の明否
- f. その他

（７）必要かつ適切な措置について

①塾生及び従業員等の感染が判明した場合又は塾生及び従業員等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、適切な対応例として以下の措置を講ずる。

- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通塾及び出勤停止。
- ・感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触



をした日から2週間を通塾及び出勤停止。

- ・手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、塾内を適切に消毒する。
- ・事業者の責任の下、感染症の発生状況を記録。従業員の健康状態についても記録。

②具体的な対策

以下の措置等を講ずること（努力義務）。

- ・以下を記録に留める。
- a. 欠席している子どもの人数と欠席理由
- b. 受診状況、診断名、検査結果及び治療内容
- c. 出席した塾生の健康状態の把握と回復までの期間
- d. 感染症終息までの推移等（できるだけ日時別、クラス（年齢）別）

（８）関係機関との連携

①具体的な対策

感染症予防に当たっての連携

- ・適宜、所管の保健所の助言、指導を求めるとともに、連携をとること。
- ・保健所と連絡をとり、地域における感染症の発生状況及び流行状況を早急に把握。

感染症が発生した場合の連携

- ・医療機関等の指示に従い、速やかに市区町村、保健所等に連絡し、感染拡大防止のための措置を講じること。
- ・医療機関が、感染症を予防する上で臨時に



学習塾の全部又は一部を休業することが望ましいと判断した場合にも、同様に、市区町村、保健所等に連絡し、連携をとること。

感染症発生時の報告

- ・市区町村に対して感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告すること。
- ・保健所に報告して指示を求めるなどの措置を講ずること。

(9) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

必要に応じて、適切な措置等を講ずる。

(10) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- ①国内外の感染症の発生状況、予防のための留意事項等についての情報注視。パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- ②外務省の渡航情報に基づき、発生者が多数発生している国・地域への渡航を避ける。
- ③発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- ④「咳エチケット」を心がける。
- ⑤従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。

⑥発生地域における不特定多数の集まる場所への外出自粛。

⑦不要不急の外出自粛。

国内で新型コロナウイルスの感染がさらに拡大した時の対応

(1) 情報収集及び周知

感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

(2) 業務運営体制の検討

事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて次のような対策を講じる。

- ①業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討。
- ②国・地方公共団体等からの要請に従う（努力義務）。
- ③保健所からの助言等を受けて、事業所等の衛生管理を行う（努力義務）。

(3) 塾生及び従業員等の安全最優先のための措置

- ① 2.(3) の対応を徹底する。
- ②内閣総理大臣により緊急事態宣言が行われた場合
 - ・対象地域の事業所については、当該都道府県知事から施設の使用の制限・停止の要請等が行われた際は、対面授業を最大限控え、オンライン授業等を検討し、適切に対応する。
 - ・対象地域外の事業所についても、国内の感染拡大の状況を十分考慮し、本ガイドラインに則った対応を行う（努力義務）。



（４）事業所内での感染拡大防止のための措置

従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

- ①感染症発生前後から実施している措置を強化。
- ②食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討。
- ③可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
 - ・従業者等の在宅勤務
 - ・重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
 - ・電話会議やビデオ会議への変更
 - ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

（５）従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- ①国内外の感染症の発生状況、予防のための留意事項等についての情報注視。パニックを

起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

- ②発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- ③「咳エチケット」を心がける。
- ④従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- ⑤発生地域における不特定多数の集まる場所への外出自粛。
- ⑥不要不急の外出自粛。

（６）社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意。

４．事業継続計画の策定

政府や自治体から事業活動の自粛を要請される場合、休業補償が得られない可能性が高いため、感染症による事業継続上のリスクに対して適切な対策を講じる必要がある。

5. 関係省庁との協力・連携

当協会は、経済産業省等から示される感染症に関連する情報を、正会員事業者等へ周知。

当協会は、経済産業省の要請に基づき、正会員事業者等から情報を収集。

6. 補足情報

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

新型コロナウイルス感染症対策本部決定
令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）

新型コロナウイルス感染症対策

学習塾で使える国・自治体の補償制度

学習塾で使える国・自治体の補償制度の主なものを掲載しました。融資ではなく、給付・助成金になります。

①IT導入補助金2020特別枠(C類型)

新型コロナウイルス感染症対策で、オンライン授業への転換などが喫緊の課題となっています。

「IT 導入補助金 2020 公募要領 特別枠（C 類型）版」、「IT 導入補助金 2020 公募要領 特別枠（C 類型）版 IT ツール登録要領」が公開されました。「特別枠」とは、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に、中小企業生産性革命推進事業の補助率または補助上限を引き上げと補助対象にハードウェアが含まれることになったものです。

内容については、今後も更新の可能性があることにご留意ください。

□補助対象となるハードウェアレンタル費

- ・PC、タブレット、スマートフォン
- ・上記をレンタル導入する際の付属品として、Web カメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター

□補助対象となるための要件

IT 導入補助金 2020 において定義するソフトウェア（業務プロセス・業務環境）が利用されていることを前提としています。

□交付申請期間 5 月 11 日～ 12 月下旬まで（予定）

※スケジュール等は変更する場合があります。

※申請をお考えの事業者のみなさまは公募要領をよくご覧いただきご準備ください。

IT 導入補助金 2020 公募要領 特別枠（C 類型）版



【QRコード】

IT ツール登録要領



【QRコード】

②持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

□給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

□売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

□支給対象

●新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している

者。

●資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。

また、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

□よくあるお問合せ

Q1.前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

☞2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。

Q2.申請・給付はいつから始まりますか？

☞補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み

Q3.申請に必要な情報を教えてください。

☞住所や口座番号（注）に加え、以下をご用意ください。

（注）通帳の写し（法人：法人名義、個人事業主：個人名義）で確認します。

【法人】①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等【個人】①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。

※今後、変更・追加の可能性があります。

Q4.申請方法を教えてください。

☞Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を順次設置します。

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。
※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
IP電話専用回線 03-6831-0613
受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

※申請にあたり、G ビズ ID を取得する必要はありません。

□持続化給付金の動画



【QRコード】

□相談ダイヤル

中小企業金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

③雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

□対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

□内容

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）

② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10、大企業 3/4）

③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円）

④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象。

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1、2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練(教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でのインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5)	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり 最 3,000円が上限です。(令和2年3月1日現在)
※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金に、休業手当を加えた(休業手当は0円)とし、教育訓練の費用は50%を上限として、1日当たり100円の上限額を求めます。
※3 P2の【助成内容】と対象の従業員は、30日を超えて2回以上、1日当たり100円の上限額を求めます。
※4 適用は当該期間中に適用されます。
※5 雇用保険被保険者でない方が対象となります。
※6 雇用調整助成金受給者としての資格を有する必要があります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL0204 10金01

⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に。具体的には、週20時間未満のパート・アルバイト（学生含む）等が対象となります。

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少）

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃

⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和



⑪ 休業規模の要件を緩和

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

⑫ 事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長

⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和

⑭ 残業相殺制度を当面停止

⑮ 申請書類の大幅な簡素化

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ
雇用調整助成金の特例を拡充します」



【QRコード】

「雇用調整助成金の申請書類を簡素化します」



【QRコード】

厚生労働省は4月25日、新型コロナウイルスの感染拡大で業績悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給する「雇用調整助成金」の上乗せ給付について、新型コロナ特措法に基づく要請に応じて休業や営業時間短縮をしたことを条件に中小企業への助成率を100%に引き上げると発表しました。詳細な情報にご留意ください。

④新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都道府県の要請や依頼に応じて、休業等に協力いただいた中小企業、個人事業主

に対して協力金を交付します。交付元は、各都道府県・市区町村になります。

各都道府県・市区町村のホームページ等をご確認ください。

JJAインフォメーション



合格実績に関する自己適合宣言で、安心の適正表示を！
防災に関する自己適合宣言で、災害時の安心体制を！



現在、合格実績において各学習塾事業者独自の表記、考え方がある中で、合格実績に関する自己適合宣言は、当協会として基本的な考え方と基準を定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した 合格実績 自己 適合宣言マークを使用することができることといたしました。

合格実績適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。

合格実績の適正な表示をアピールするために合格実績自己 適合宣言マークを活用ください。



【QRコード】



【QRコード】

当協会では東日本大震災を教訓にして、地震・津波・洪水などの災害発生時に児童生徒等の命を守るために民間教育機関の教職員が行うべき必要な対応等を明確化し、全教職員が共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするために、民間教育機関防災マニュアル作成ガイドとして取りまとめて開示いたしました。

民間教育機関における防災自己適合宣言は、当協会として 民間教育機関防災マニュアル作成ガイドを定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では民間教育機関防災マニュアルの自己評価シートを作成し、全てに適合した民間教育 事業者は 民間教育機関における防災自己適合宣言を行うとともに当協会が普及推進のために作成した 防災自己適合宣言マークを使用することができることといた

しました。

防災自己適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言

するものです。

災害発生時における児童生徒等の命を守るための取り組みをアピールするために防災自己適合宣言マークを活用ください。



厚生労働省・文部科学省より協力依頼！大学生等アルバイトの労働条件の確保について

厚生労働省及び文部科学省から「大学生等アルバイトの労働条件の確保について」協力依頼がありました。ご確認ください。



【QRコード】

当協会では、2017 年より安心塾バイト認証制度の普及推進に取り組んでおります。

2019 年度は、10 回の判定委員会を開催して、656 事業所を新規に認定、236 事業所を更新認定いたしました。たくさんの申請をいただき

ありがとうございました。

昨年 4 月より、働き方改革関連法案が順次施行されていますので、学習塾事業者の皆様におかれましても、安心塾バイト認証の取得等を通じて、引き続き労働環境の整備・改善に取り組んでいただけますようお願いいたします。

安心塾バイト認証制度について、こちらをご覧ください。



【QRコード】



消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 認証基準に基づく第三者評価「学習塾認証」のご活用を！

学習塾認証制度とは、消費者が安心してサービスを利用していただくために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。認証された事業者は、当協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる安心の制度です。当協会は、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行

う学習塾事業者に対して、認証を付与します。

学習塾認証付与事業者は、認証マークによって、次のことを消費者や近隣の保護者層にアピールすることができます。

- 消費者に十分で適切な情報提供を行っています
- 消費者と適正で明確な契約・解約を行っています
- 通塾する子どもの安全確保に努めています
- 顧客相談窓口を設置してその充実を図って

います

- 個人情報の適切な取り扱いを行っています
- こうしたことが継続的に守られ、改善を行っています



【QRコード】

2020年度の申請期間は次の通りです。

〈前期〉

**2020年4月1日(水)～2020年6月30日(火)認
証決定目安 9月初旬**

〈後期〉

**2020年9月1日(火)～2020年10月31日(土)
認証決定目安 2021年2月初旬**

協会正会員は、下記の学習塾認証パンフレットをご覧ください。

感染症拡大の現状に鑑みて、申請期限を延長しました。

まずは、別紙「学習塾認証申請書類データ申込書」にてサンプル・書式集をご注文ください。サンプル・書式集と学習塾認証制度FAQ(Q & A)を無料でお送りいたします。サンプル・書式集は、エクセルやワードからなる電子データをCD-R化したものを送付いたします。



学習塾講師検定制度「学習塾指導者認定」、「集団指導2級」は申込受付中！

～東京、名古屋、大阪、福岡、仙台の5会場のほか自塾教室を準会場とすることで受験がしやすくなりました～

当協会では、各学習塾における優秀な人材の確保・育成を図るために、学習塾講師能力評価システムの構築に取り組み、学習塾のミッションと期待される講師像を定義した上で、「学習塾講師集団指導1級」「学習塾講師集団指導2級」「学習塾指導者認定」検定試験を実施しております。

学習塾講師検定は、現役の講師を主な対象として集団指導2級、また、新人・内定者の方、これから講師を目指そうとされている方を対象に学習塾指導者認定をご用意しております。

若手講師のみならず、中堅・ベテランの講師も、自らの基礎力を再確認し、能力開発に役立てられるような内容となっています。2級試験は『テキスト学習・筆記試験』と『実技試験』の2つの段階を有しています。集団指

導2級を認定されるためには『テキスト学習・筆記試験』の合格と『実技試験』の受験合格が、学習塾指導者認定の取得は「『テキスト学習・筆記試験』の合格」が求められます。

集団指導2級試験、学習塾指導者認定試験(1回目)の受験申込受付期間は、2020年4月1日(水)から5月21日(木)までです。

また、採用内定者などを対象に今年2回目の学習塾指導者認定試験を11月に実施いたします。

.....

※2級及び学習塾指導者認定のテキスト学習で学べること

1. 学習塾のミッションと期待される講師像
2. 塾生・保護者に対してのふるまい
(身だしなみ、言葉遣い、講師としてしてはいけないこと、その他行動指針)
3. コンプライアンスへの取り組み

(個人情報保護、ハラスメントの禁止、その他)

4. 塾生の安全管理

詳しくは、協会 web サイトをご覧ください。



【QRコード】

学習塾講師検定自習用動画サイト



【QRコード】

同サイトでは、学習塾講師検定の申込方法や申込書ダウンロード、審査基準、準会場運営要領などを見ることができます。

今年度、学習塾講師検定受験申込をされた方には、学習塾講師に共通して求められる知識や技能の理解に好適な「学習塾講師に求められる能力解説書」を進呈いたします。



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書の提出について

当協会は新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月下旬から情報発信を行い、以降も指針やガイドラインを公表する等により、学習塾業界における感染拡大防止に努めてまいりました。

学習塾業がセーフティネット5号に追加指定され、IT導入補助金の特別枠が創設されるなど、学習塾へも支援がなされる一方で、依然として厳しい状況にある学習塾が多いのも事実です。民間教育として子どもたちの学習機会を確保していくためにも、相応の支援が必要と

考え、要望書を提出するに至りました。

要望の内容は、財政支援、金融支援、オンライン授業・テレワークの推進支援、子供の学習環境の整備についてとなり、以下の要望書を令和2年4月20日付で発出いたしました。



【QRコード】



学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第2版について

当協会は、令和2年3月13日に「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を公表しました。その後、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」をはじめ、文部科学省ガイドライン等が



【QRコード】

公表されたため、これらを参考に、一部改訂し、ガイドライン第2版を策定いたしました。学習塾事業者の皆様におかれては、引き続き、

生徒・保護者・従業員等の健康と安全を第一に考え、適切にご対応いただけますようお願いいたします。



オンライン授業に関するアンケート調査結果について

当協会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、対面授業を控え、オンライン授業に転換する学習塾が増加していることを受け、学習塾事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査結果では、多くの学習塾がオンライン授業に積極的で、導入が進む一方で、端末調達やネット環境整備といった課題や、代替措置としてのオンライン授業が対面授業を超えるのかといった意見も見られました。

・調査主体

公益社団法人全国学習塾協会

・調査期間

2020年4月14日（火）～同年4月19日（日）

調査対象 学習塾事業者



【QRコード】

第30回全国読書作文コンクール

本の感想文にとどまらず、本から触発されて自分の考えを自分のことばで書いてほしい——子どもたちに旅させよう、思索の旅を——。

明日を担う児童生徒に、良書との出会いにより感動することのすばらしさを体得する機会を与え、豊かな感性を育むとともに、その感動を文章に表現することによって読書力・文章力・創造力の向上を図るため、当協会では毎年、全国読書作文コンクールを開催しております。

本を読んでいて「不思議だな」「いい言葉だな」「同じようなことを経験したことがあるぞ」「涙が出そうだ」「何でだろう」「これは変だぞ」「ここがポイントだぞ」「私もこうになりたい」「わくわくした」・・・こんな場面がきっとあるはずです。

本を読んで感じたことを文章にすれば、それはすべて読書作文です。自分の気持ちを大切



に、自分の考え・自分の思いに素直に向き合い、とびきりの言葉でつづってください。全国読書作文コンクールを通して子どもたちが読書・作文に親しむことで「子どもの居場所」を提供するひとつの機会となることを願っています。

第30回コンクールの実施要項は次の通り。

◆応募資格 小学1年生から中学3年生まで。

◆応募区分 次の3部門とします。

- (1)小学生・低学年の部 小学1・2・3年生
- (2)小学生・高学年の部 小学4・5・6年生
- (3)中学生の部 中学1・2・3年生

◆応募方法

(1)用紙は市販の 400字詰め原稿用紙を用います。

(2)字数は小学生の部3枚以内、中学生の部5枚以内とします。

作品には必ず作文題名、対象図書題名、氏名、住所、学年、性別、学校名、学校住所、担任名を書いた紙片を添付すること。

1作品に1枚の応募票Aをホチキス止めしてください。

学校・塾の先生が取りまとめられる場合は、応募票Bを添付してください。

(3)1対象図書について1人1点とします。

(4)提出先は公益社団法人全国学習塾協会の正会員である学習塾、もしくは協会事務局とします。

(5)作品は未発表のものであることとします。
(ただし、他の類似のコンクール等に応募した作品は既発表とみなします。)

◆応募締切

令和2年8月27日

◆作品提出先

提出先は全国学習塾協会事務局とします。

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2

※ただし、協会会員塾の塾生は、会員塾に提出します。

◆選考委員

ねじめ正一（詩人・作家）

佐藤忠男（日本映画大学学長・映画評論家）

宮川健郎（武蔵野大学文学部教授）

当協会中央審査委員会代表

◆審査

一次審査の上、選考委員会にて審査します。

◆表彰

大賞 小学生の部、中学生の部 各1点

最優秀賞 小学生・低学年 1点、小学生・高学年及び中学生 各学年1点

優秀賞 小学生及び中学生各学年数点

特選 小学生及び中学生各学年数点

入選 小学生及び中学生各学年数点

キラリ賞 若干点

◆発表

令和2年10月11日

※ただし、特選・入選は令和2年10月下旬

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。

TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294

メール問い合わせは

<https://www.jja.or.jp/contact/>

第30回全国読書作文コンクール対象図書10冊

【小学生の部】

図書名：ウサギのトリン きゅうしよく、お
かわりできるかな

高畠じゅん子 著

定価1,210円（税込） 小峰書店

図書名：ユンボのいる朝

麦野 圭 著

定価1,430円（税込） 文溪堂

図書名：うみべの文庫

堀米 薫 著

定価1,540円（税込） 文研出版

【小学生・中学生の部共通】

図書名：あみちゃんの魔法のことば

ふじもとみさと 著

定価1,540円（税込） 文研出版

図書名：「いただきます」を考える

生源寺 眞一 著

定価1,760円（税込） 少年写真新聞社

図書名：その魔球に、まだ名はない

エレン・クレイジス 著

定価1,540円（税込） あすなる書房

図書名：先生、ウンチとれました

牛田 一成 著

定価1,540円（税込） さ・え・ら書房

【中学生の部】

図書名：八月のひかり

中島 信子 著

定価1,540円（税込） 汐文社

図書名：おじいちゃんの大脱走

ディヴィッド・ウォリアムズ 著

定価1,760円（税込） 小学館

図書名：ゴースト

ジェイソン・レノルズ 著

定価1,650円（税込） 小峰書店

詳しくはこちら。



【QRコード】

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員と賛助会員からなっています。

■**正会員** 小学校、中学校、高等学校などに通う児童、生徒、学生を対象とし、学力と学ぶ力の向上を指導する学習塾をはじめとする民間教育業を営む法人及び個人であればどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。**2019年6月9日から1年間正会員入会金無料キャンペーン実施中です！**

入会金	(1)正会員		0円
	(2)賛助会員	法人	50,000円
		学校法人	30,000円
		団体	50,000円
		個人	10,000円
年会費	(1)正会員 1口	生徒数1000名未満	36,000円
		生徒数1000名以上 3000名未満	60,000円
		生徒数3000名以上	120,000円
	(2)賛助会員 1口	法人	50,000円
		学校法人	36,000円
		団体	50,000円
		個人	12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294